

～空き家となった2階建ての長屋を子育て世帯向け住宅へ改修～

子育て世帯の定住促進に係る空き家の利活用支援事業について

12月から、区内の空き家の子育て世帯向け住宅へと改修する工事が始まる。これは、子育て世帯の定住促進を図ること及び空き家の住宅用途としての利活用を推進するため、区内の空き家の子育て世帯に適した仕様へと改修を行うもので、23区でも珍しい取り組み。平成30年4月から、空き家所有者の協力のもと、2階建ての長屋(2戸)を子育て世帯向け住宅(1戸)へと改修するモデル事業を実施している。

空き家の改修にあたって、区では平成29年に空き家利活用に関する意向調査を実施。調査の中で「貸し出しても良い」と回答した空き家所有者が1名いたため、本事業に選定された。空き家の所有者である清水一江さん(77歳)の娘 羽生ゆかりさん(54歳)は、「7年ほど前から空き家となり、どうしようかと思っていたところ区から声がかかった。改修して子育て世帯の方が住むようになれば、地域に活気が戻るとともに、非常時の際は隣に住む高齢の母にとっても安心。」と話している。

平成31年2月頃の工事完了後に住宅の内覧会を実施し、3月頃からの入居を目指している。

<物件概要>

建築年	昭和46年頃
構造	木造
延床面積	約46㎡(1F:23㎡、2F:23㎡)
用途	長屋(2戸・2K)
立地	曳舟駅より徒歩7分程度



<墨田区の主な子育て世帯の定住促進支援事業について>

【三世帯同居・近居住宅取得支援事業】

子育て環境の充実や親世帯と子育て世帯の相互支援を図り、区内への定住を促進することを目的として、区内在住の親世帯と同居又は近居(親世帯の住宅から1km以内)するため、新たに住宅を取得する子育て世帯(義務教育修了前の子どもがいる世帯)に対し、住宅取得費の一部を助成する。

【民間賃貸住宅転居・転入支援事業】

子育て世帯の区内での居住継続や区内への転入促進を図るため、子育て世帯(未就学の子どもがいる世帯)が区内で転居する場合や、区内に居住する親世帯と同居又は近居(親世帯の住宅から1km以内)するため、区外から転入する場合に、転居費等の一部を助成する。※いずれも民間賃貸住宅に転居・転入する場合に限る。

《問合せ》住宅課 Tel.5608-6215

※本事業への取材のご希望がございましたら、事前に住宅課へご連絡願います。